

農地転用必要書類チェックシート

紀美野町農業委員会

		必要書類	備考
	1	<input type="checkbox"/> 許可申請通知書・許可指令(許可書)交付申請書	・申請者の住所・氏名等が住民票等公的書類と一致していること ・各ページに両者の捨印。割り印を押印。
	2	<input type="checkbox"/> 転用理由書(「別紙のとおり」と書き、別紙でも可)	・用地の選定理由、転用事業者が当該施設を必要とする理由及び施設等の利用計画等について記載すること。
	3	<input type="checkbox"/> 被害防除対策(土地利用計画図面に含めても良い)	
	4	<input type="checkbox"/> 申請地の全景が分かる写真	・場所が分かるように赤線で記入。概ね1か月以内に現地で撮影したもの。(インターネット上から手に入れた写真は不可)
	5	<input type="checkbox"/> 申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	・法務局で取得(・原則、申請書受理日3ヶ月以内(他の書類も原則3ヶ月以内)) (注1)土地の登記につき、相続登記が完了していない場合は、相続関係図及び戸籍謄本等相続を証する書面を添付する。 (注2)土地の登記につき、所有者の住所等の表示更正登記が未了の場合(現住所と登記簿上の住所が異なる場合)には、戸籍の附票(現住所と登記簿上の住所が確認できる住民票でも可)を添付する。 (注3)事業地に農地以外を含む場合、農地以外の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記事項要約書(申請者が交付日を記入したもの)の写しを添付する。
	※相続未了の場合(登記されている所有者がお亡くなりになっている場合)は次の書類の提出が必要です。		
	6	<input type="checkbox"/> 相続人であることが判断できる戸籍謄本	・法定相続人全員の連名(譲渡人)により申請が可能。申請時に提出してください。※法務局発行の「法定相続情報一覧図」でも可
	7	<input type="checkbox"/> 相続関係図	
	8	<input type="checkbox"/> 相続確定に関する書類(遺産分割協議書等)	・遺産分割協議書があるならば、上記の書類は不要
	※申請者の登記住所が現住所と異なる場合、登記住所から現住所までの異動が分かる公的資料が必要です。		
	9	<input type="checkbox"/> 住民票や戸籍附票など	
図面関係	10	<input type="checkbox"/> 法務局の法14条地図(公図でも可)	・法務局で取得
	11	<input type="checkbox"/> 隣地関係図[地目・所有者、耕作者等]を示すこと、または表	・隣接の地目、所有者、耕作者などを表にすること ・里道、水路を挟む場合であっても明示すること ・法務局地図に申請地を赤枠で囲み、隣接地の地目・所有者を記入しても良い
	12	<input type="checkbox"/> 申請に係る土地の位置図(住宅地図)	・役場等公共施設からの位置並びに、周辺の土地利用状況がわかるもので、縮尺を明記する。(縮尺1/10000~1/25000程度)
	13	<input type="checkbox"/> 土地利用計画図面(造成計画・配置図) ※縦横断面図、フェンス・照明の設置位置、照光方向、カタログが必要な場合も有り	・造成計画、施設等への進入路、施設等の配置計画、排水計画を明示する。(縮尺1/500~1/2500程度) ・資材等置場については、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積を土地利用平面図に明示する。
	14	<input type="checkbox"/> 排水計画図(土地利用計画図面に含めても良い)	・地図上に雨水(敷地部分含む)、汚水(合併浄化槽等)及び排水先について、側溝や排水管の設置や流れる方向を図示すること
	15	<input type="checkbox"/> 建物又は施設等の平面図・立面図	・設計者の氏名などが記載された設計図
	16	<input type="checkbox"/> 農地の一筆の内の一部を転用する場合は転用箇所及び面積が特定できる求積図	・所有権移転を伴う場合は、必ず分筆後に転用申請を行うこと
	17	<input type="checkbox"/> 土地改良区意見書(水利組合、自治会等意見書)	・申請書に係る農地等が土地改良区の地区内にある場合
意見書・同意書	18	<input type="checkbox"/> 取水、排水について権利者の同意書	・水利権者、漁業権者等関係者の同意が必要。同意を得ることが得られない場合は、区長の同意、それも困難な場合は経過書を添付
	19	<input type="checkbox"/> 隣接農地所有者(耕作者)の同意書	・隣接農地の所有者及び耕作者の同意書、得られない場合は、経過書を添付。なお里道水路を挟んでいる場合でも同意書が必要
	20	<input type="checkbox"/> 所有者以外の権利者の同意等(小作権、抵当権、地上権、仮登記、差押債権者等)	・賃貸借の設定された農地の場合、耕作者以外が転用する場合、法第18条第1項の賃貸借の解約等と併せて処理する。

農地転用必要書類チェックシート

紀美野町農業委員会

		必要書類	備考
資金関係	21	<input type="checkbox"/> 工事見積(予算)書(造成費、建築費)	・写し不可(見積書は、申請書提出日現在で記載されている有効期限がきれていないもの)
	22	<input type="checkbox"/> 土地取得費が分かる書類	・売買契約書等(譲渡人と譲受人によるもの)
	23	<input type="checkbox"/> 資金証明書(融資・残高証明等) ※原則、申請書受理日の3ヶ月以内	・転用事業に係る総費用(土地取得費含む)以上の証明書 ・資金証明書としては、預金残高証明書、融資証明書、補助金の内示通知書等が資力を証する書面である
	24	<input type="checkbox"/> 賃(使用)貸借等の契約書の写し	・所有権以外の権限に基づいて申請する場合、賃貸借等による申請の場合は契約済みであれば賃貸借等契約書の写し、又は未契約であれば賃貸借等契約書(案)を添付する。
特定河川	25	<input type="checkbox"/> 各振興局建設部総務調整課、県庁河川課河川企画班の処分の見込み	・1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に係る場合 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域における1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対する県知事許可が必要
代替地	26	<input type="checkbox"/> 代替地検討書類(1種農地・2種農地の場合)	・①本申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により判断
委任	27	<input type="checkbox"/> 委任状(※行政書士等代理申請の場合)	・代理申請が可能な行政書士等による申請の場合に限る。
必要に応じて	28	<input type="checkbox"/> 廃止承認申請書(受付済)の(写)等	・公共用地(里道、水路、道路等その他)の付替え、廃止をする場合
	29	<input type="checkbox"/> 進入路通行同意書・接道(有無・転用申請地か)	・進入路が確保されていることが必要であり直接農地に侵入できない場合は、左記の書類が必要。
	30	<input type="checkbox"/> 施工承認申請書、使用許可申請書(受付済)の(写)か承認書、許可書	・水路に床版等を架ける場合に左記書類が必要必要。
	31	<input type="checkbox"/> 必要に応じて農用地除外通知(写)	
	32	<input type="checkbox"/> 資材置場・駐車場の場合は利用計画書	・資材置場・露天駐車場の場合は利用計画書が必要。(一時転用で目的が達成される場合、一時転用による許可申請を行うように指導する場合があります。恒久転用の許可を行う場合、工事完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することとなっています。)
	33	<input type="checkbox"/> (太陽光)電力系統への連系の承諾書	・太陽光発電施設の場合は、電力系統への連系の承諾書、または、FIT認定の写し
	34	<input type="checkbox"/> (太陽光)町条例に基づく書類	・紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例第10条の事業計画の届出の受付印の押された書類
	35	<input type="checkbox"/> 始末書(事前着工の場合)	・事前着工の場合、誰がいつ何の目的でどの業者に依頼しどんな工事をしたか詳しく記載し押印
法人	36	<input type="checkbox"/> 定款もしくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書	
その他	37	<input type="checkbox"/> その他法令関係	
	38	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者免許証(写)	・分譲住宅等の場合に添付が必要
	39	<input type="checkbox"/> その他参考となる書類	・申請及び申請後において農業委員会が必要と認めた書類

農地転用必要書類チェックシート

紀美野町農業委員会

		必要書類	備考
--	--	------	----

▼営農型太陽光発電設備の場合は下記の書類も添付のこと。

	1	<input type="checkbox"/>	設備・発電の実施に必要な設備に係る設計図	
	2	<input type="checkbox"/>	営農計画書	別紙様式例第1号
	3	<input type="checkbox"/>	下部の農地における営農への影響の見込み	別紙様式例第2号
	4	<input type="checkbox"/>	営農型太陽光発電取組チェックリスト	(農林水産省 発行) 営農型太陽光発電取組支援ガイドブックp14、p15
			下部の農地における営農への影響の見込み及び根拠書類(4,5,6のうち)	
			町内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合以外	
	5	<input type="checkbox"/>	栽培する農作物が、当該区域内における生産量及び品質に関するデータ	
	6	<input type="checkbox"/>	栽培する農作物について必要な知見を有する者	別紙様式例第3号
	7	<input type="checkbox"/>	先行事例の栽培実績	
			町内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合	
	8	<input type="checkbox"/>	栽培する農作物について必要な知見を有する者	
	9	<input type="checkbox"/>	申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績	
	10	<input type="checkbox"/>	単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由	別紙様式例第4号
	11	<input type="checkbox"/>	設備撤去費用を設置者が負担することを証する書面	別紙様式例第5号
	12	<input type="checkbox"/>	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面	別紙様式例第6号